

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成26年7月22日

【四半期会計期間】 第89期第2四半期（自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日）

【会社名】 株式会社 アメイズ

【英訳名】 Amaze Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 穴見 保雄

【本店の所在の場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097-524-3301(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 児玉 幸子

【最寄りの連絡場所】 大分県大分市西鶴崎一丁目7番17号

【電話番号】 097-524-3301(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 児玉 幸子

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年7月15日に提出いたしました第89期第2四半期（自平成26年3月1日 至平成26年5月31日）の四半期報告書の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

【注記事項】

（1株当たり情報）

独立監査法人の四半期レビュー報告書

前文

監査人の結論

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___線を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

【注記事項】

（1株当たり情報）

（訂正前）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	72円23銭	39円17銭
(中略)		

（訂正後）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成24年12月1日 至平成25年5月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年12月1日 至平成26年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	72円23銭	39円17銭
(中略)		

独立監査法人の四半期レビュー報告書

前文

（訂正前）

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アメイズの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第89期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年12月1日から平成26年5月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年12月1日から平成26年5月3

1日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

(訂正後)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アメイズの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第89期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年3月1日から平成26年5月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成25年12月1日から平成26年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

監査人の結論

(訂正前)

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アメイズの平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

(訂正後)

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アメイズの平成26年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

以上